

## 広島市こども文化科学館展示リニューアル検討委員会開催要綱

(開催)

第1条 広島市こども文化科学館の展示内容の全面的なリニューアルを実施するに当たり、有識者等からの意見を幅広く聴取し、基本構想等に反映させるため、広島市こども文化科学館展示リニューアル検討委員会（以下「委員会」という。）を開催する。

(意見交換)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について意見交換を行う。

- (1) 広島市こども文化科学館の展示リニューアルに関する基本構想の策定に関すること。
- (2) その他広島市こども文化科学館の展示に関すること。

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 有識者
- (3) 学校教育関係者
- (4) 保護者代表
- (5) その他市長が必要と認める者

(委員長)

第4条 委員会に、委員の互選により委員長1人を置く。

2 委員長は、委員会を進行する。

3 委員長に事故があるときは、出席者のうちから委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、市長が必要と認めるときに開催する。

2 委員会は、公開とする。ただし、市長が必要と認めるときは非公開とすることができる。

3 委員会において、市長は、必要に応じて、関係者に資料の提出を求め、又は関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、市民局文化スポーツ部文化振興課文化振興担当において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、市民局長が定める。

附 則

1 この要綱は、令和4年7月26日から施行する。

2 この要綱は、委員会としての役割を終えた日にその効力を失う。